

井原市公共工事前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、井原市財務規則第73条の規定に基づき、地方自治施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条により、公共工事前払金保証事業に関する法律(昭和22年法律第184号)第5条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費について行う前払金払について必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象となる契約)

第2条 前払金の対象となる契約は、市を発注者とする前条に規定する公共工事に係る契約であって、当該工事請負契約で定めた請負代金が1件500万円以上かつ工期が60日以上のものであるとする。

(前払金の額)

第3条 前払金により支払うことができる金額(以下「前払金の額」という。)は、当該請負代金額の10分の4以内の額とする。

2 債務負担行為及び継続費(以下「債務負担行為等」という。)に係る2年以上にわたる公共工事前払金は、前項の規定により算出した前払金の額を当該債務負担行為等の各年度の出来高予定額に対応する金額に区分し、初年度に係るものは初年度に支払い、以後の年度に係るものは当該各年度の予算の配当を待って当該年度に支払うものとする。ただし、年度末に契約する場合、国庫補助事業の予算執行として特に必要がある場合その他特別の事由があると認められる場合には、当該公共工事前年度年割額の範囲内で、初年度及び翌年度の出来高予定額に対応する金額の合計額を初年度に支払うことができるものとする。

3 債務負担行為等に係る2年度にわたる公共工事のうち工期が12か月以内のもの前払金は、前項の規定にかかわらず、当該公共工事前年度年割額の範囲内で第1項の規定により算出した前払金の額を初年度に支払うことができるものとする。

(保証契約証書の提出)

第4条 前払金の支払を請求する者は、公共工事前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社と、工事請負契約において定めた工事完成期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない

2 前払金の支払を請求する者は、前項の保証契約を締結したときは、遅滞なく、当該保証契約書(正副2通)を市長に提出しなければならない。

(特殊な契約事項)

第5条 前払金に係る公共工事の請負契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 前払金は、請負者が前条の手続を完了した後に請求できるものであること。

- 2 第7条の規定により前払金を追加払し、又は返還させること。
- 3 前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。

(前払金の支払)

第6条 市長は、適法な前払金の請求書を受理したときは、その日から起算して、14日以内に前払金を支払うものとする。

- 2 前払金の支払は、第4条第2項の規定する保証契約書に記載された預託金融機関に対する振込みにより行うものとする。

(前払金の追加払又は返還)

第7条 市長は、工事内容の変更その他の理由により当初の請負代金額の10分の2以上請負代金額を増額したときは、当該増額後の請負代金額について第3条第1項の規定により計算して得た額から既に支払った前払金額を差し引いた額を前払金として追加払することができる。

- 2 市長は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合であって、既に支払った前払金額が減額後の請負代金額について第3条第1項の規定による割合に10分の1を加えた割合により計算して得た額を越えるときは、当該超過額を返還させるものとする。

(前払金の使途制限)

第8条 請負者は、前払金を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(前払金の返還)

第9条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに相当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- 1 前払金を前条に規定する経費以外に使用した時。
- 2 第4条第1項に規定する保証契約が解約されたとき。
- 3 当該公共工事に係る請負契約が解除されたとき。

(遅延利息)

第10条 第7条第2項及び前条の規定により前払金を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないとき、返還期限の翌日から返還の日までに応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を併せて納付しなければならない。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の井原市公共

工事前金払取扱要領第10条の規定は平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の井原市公共工事前払金取扱要領は、施行日以後に締結する契約から適用し、施行日前に締結した契約については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。